

2023年8月29日

各位	会社名	キャノン株式会社
	代表者名	代表取締役会長兼社長 CEO 御手洗 富士夫
	コード番号	7751
	上場取引所	東京(プライム市場) 名古屋(プレミア市場)、福岡、札幌
	問合せ先	連結経理部長 谷野 幸穂 (TEL.03-3758-2111)

(訂正)「当社子会社による公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部修正、及び当社子会社による「東京日産コンピュータシステム株式会社(証券コード：3316)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正及び公開買付け開始公告の訂正に関するお知らせ

1. 「当社子会社による公開買付けの開始に関するお知らせ」の一部修正

2023年8月10日に開示いたしました「当社子会社による公開買付けの開始に関するお知らせ」に、当社子会社であるキャノンマーケティングジャパン株式会社が、東京日産コンピュータシステム株式会社の普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決議したことをお知らせいたしました。公開買付けを行うのは普通株式のみとなりますので、下記の通り訂正いたします。(訂正箇所には下線を付しております。)

(訂正前)

当社子会社であるキャノンマーケティングジャパン株式会社(コード番号：8060、東証プライム市場)は、2023年8月9日開催の同社取締役会において、東京日産コンピュータシステム株式会社(コード番号：3316、東証スタンダード市場)の普通株式及び新株予約権を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

(訂正後)

当社子会社であるキャノンマーケティングジャパン株式会社(コード番号：8060、東証プライム市場)は、2023年8月9日開催の同社取締役会において、東京日産コンピュータシステム株式会社(コード番号：3316、東証スタンダード市場)の普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。

2. 当社子会社による「東京日産コンピュータシステム株式会社（証券コード：3316）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正及び公開買付け開始公告の訂正に関するお知らせ

当社子会社であるキャノンマーケティングジャパン株式会社（コード番号：8060、東証プライム市場）が、2023年8月9日に開示いたしました、「東京日産コンピュータシステム株式会社（証券コード：3316）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」に関して、内容を訂正いたしましたので、別紙のとおりお知らせいたします。（なお、訂正箇所には下線を付しております。）

以上



2023年8月29日

各 位

会社名 キヤノンマーケティングジャパン株式会社  
代表者名 代表取締役社長 足立 正親  
(コード番号：8060 東証プライム)  
問合せ先 経理部長 白根 昭宏  
(TEL. 03—6719—9074)

**「東京日産コンピュータシステム株式会社(証券コード：3316)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」の訂正及び公開買付開始公告の訂正に関するお知らせ**

キヤノンマーケティングジャパン株式会社(以下「公開買付者」といいます。)は、東京日産コンピュータシステム株式会社(株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場、証券コード：3316、以下「対象者」といいます。)の普通株式(以下「対象者株式」といいます。)を金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。)による公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)により取得することを決議し、2023年8月10日から本公開買付けを実施しておりますが、公開買付者が公正取引委員会から2023年8月24日付「排除措置命令を行わない旨の通知書」及び同日付「禁止期間の短縮の通知書」を2023年8月29日に受領したことに伴い、2023年8月10日付で提出いたしました公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、これを訂正するとともに、①2023年8月22日をもって、公開買付者による特別関係者の所有する対象者の株券等の確認が終了したことに伴う修正を行い、②対象者が2023年8月10日付で事業年度第36期第1四半期(自2023年4月1日至2023年6月30日)に係る四半期報告書を関東財務局長に提出していることにより、当該四半期報告書を新たに添付書類とするため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

これに伴い、2023年8月9日付「東京日産コンピュータシステム株式会社(証券コード：3316)に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」(以下「公開買付開始プレスリリース」といいます。)及び2023年8月10日付の公開買付開始公告の内容の一部を訂正いたしますので、下記のとおり、お知らせいたします。

なお、本訂正は、法第27条の3第2項第1号に定義される買付条件等を変更するものではありません。

訂正箇所には下線を付しております。

記

1. 公開買付開始プレスリリースの訂正

2. 買付け等の概要

(9) その他買付け等の条件及び方法

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、独占禁止法第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、①公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、②措置期間が満了しない場合、又は③公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(訂正後)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

## II. 2023年8月10日付の公開買付開始公告の訂正

### 2. 公開買付けの内容

#### (11) その他買付け等の条件及び方法

##### ② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

(訂正前)

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ、第4号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

また、公開買付期間(延長した場合を含みます。)の満了の日の前日までに、独占禁止法

第10条第2項の定めによる公正取引委員会に対する公開買付者の事前届出に関し、①公開買付者が、公正取引委員会から、対象者株式の全部若しくは一部の処分、その事業の一部の譲渡その他これに準じる処分を命じる内容の排除措置命令の事前通知を受けた場合、②措置期間が満了しない場合、又は③公開買付者が独占禁止法第10条第1項の規定に違反する疑いのある行為をする者として裁判所の緊急停止命令の申立てを受けた場合には、令第14条第1項第4号の「許可等」を得られなかった場合として、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

（訂正後）

金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第14条第1項第1号イ乃至ヌ及びワ乃至ツ、第3号イ乃至チ及びヌ並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事情のいずれかが発生した場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、令第14条第1項第3号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、当該公告を公開買付期間末日までに行うことが困難である場合には、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

以 上